

## 【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書  
【提出先】 関東財務局長  
【提出日】 2025年12月8日  
【会社名】 リーダー電子株式会社  
【英訳名】 LEADER ELECTRONICS CORPORATION  
【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 長尾 行造  
【本店の所在の場所】 神奈川県横浜市港北区綱島東二丁目6番33号  
【電話番号】 045-541-2121(代表)  
【事務連絡者氏名】 取締役経営管理室長 松尾 元喜  
【最寄りの連絡場所】 神奈川県横浜市港北区綱島東二丁目6番33号  
【電話番号】 045-541-2121(代表)  
【事務連絡者氏名】 取締役経営管理室長 松尾 元喜  
【届出の対象とした募集有価証券の種類】 株式  
【届出の対象とした募集金額】 その他の者に対する割当  
432,500,000円  
【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。  
【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 第一部【証券情報】

### 第1【募集要項】

#### 1【新規発行株式】

種類	発行数	内容
普通株式	847,000株	完全議決権株式であり、株主の権利に何ら制限のない当社における標準となる株式であります。なお、単元株式数は100株であります。

- (注) 1. 2025年12月8日(月)開催の取締役会決議によります。  
 2. 本有価証券届出書の対象とする募集は、会社法(平成17年法律第86号)第199条第1項の規定に基づいて、当社の保有する当社普通株式による自己株式の処分により行われるものであります。(以下「本自己株式処分」といいます。)、金融商品取引法第二条に規定する定義に関する内閣府令(平成5年大蔵省令第14号)第9条第1号に定める売付けの申込み又は買付けの申込みの勧誘となります。  
 3. 当社と割当予定先であるACGグロース1号投資事業有限責任組合(以下「割当予定先」ともいいます。)は、2025年12月8日付で投資契約書(以下「本投資契約」といいます。)の締結を予定しております。  
 4. 振替機関の名称及び住所は次のとおりです。

名称：株式会社証券保管振替機構

住所：東京都中央区日本橋兜町7番1号

#### 2【株式募集の方法及び条件】

##### (1)【募集の方法】

区分	発行数	発行価額の総額(円)	資本組入額の総額(円)
株主割当	-	-	-
その他の者に対する割当	847,000株	423,500,000	-
一般募集	-	-	-
計(総発行株式)	847,000株	423,500,000	-

- (注) 1. 第三者割当の方法によります。  
 2. 発行価額の総額は、本自己株式処分に係る会社法上の払込金額の総額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。

##### (2)【募集の条件】

発行価格(円)	資本組入額(円)	申込株数単位	申込期間	申込証拠金(円)	払込期日
500	-	100株	2025年12月25日(木)	-	2025年12月25日(木)

- (注) 1. 第三者割当の方法により行うものとし、一般募集は行いません。  
 2. 発行価格は、本自己株式処分に係る会社法199条第1項第2号所定の払込金額であります。なお、本有価証券届出書の対象とした募集は、自己株式処分により行われるものであるため、払込金額は資本組入れされません。  
 3. 申込み及び払込みの方法は、当社と割当予定先との間で、本有価証券届出書提出日に本投資契約を締結し、本有価証券届出書の効力発生後、払込期日までに、下記払込取扱場所へ発行価額の総額を払い込むものとします。  
 4. 本有価証券届出書の効力発生後、申込期間内に割当予定先から申込みがない場合には、本自己株式処分に係る割当ては行われないこととなります。

( 3 ) 【申込取扱場所】

店名	所在地
リーダー電子株式会社 経営管理室	神奈川県横浜市港北区綱島東二丁目 6 番33号

( 4 ) 【払込取扱場所】

店名	所在地
株式会社三菱UFJ銀行 武蔵小杉支店	神奈川県川崎市中原区小杉町一丁目403

3 【株式の引受け】

該当事項はありません。

4 【新規発行による手取金の使途】

( 1 ) 【新規発行による手取金の額】

払込金額の総額(円)	発行諸費用の概算額(円)	差引手取概算額(円)
423,500,000	23,200,000	400,300,000

(注) 1. 発行諸費用の概算額には消費税は含まれておりません。

2. 発行諸費用の概算額の内訳は、ファイナンシャル・アドバイザー（株式会社エンジェル・トーチ [所在地：東京都千代田区内幸町二丁目2番3号 日比谷国際ビル5階、代表者：木津明]）費用21,175千円及び弁護士費用2,000千円、調査費用25千円です。

( 2 ) 【手取金の使途】

具体的な使途	金額(百万円)	支出予定期間
VMA事業拡大のためのエンジニアの獲得及び育成の資金	123	2026年1月～2027年12月
VMAソリューションの事業領域拡大のためのマーケティング活動費用、並びに業務資本提携あるいはM&A検討の為の諸費用	277	2026年1月～2027年12月
合計	400	

上記差引手取概算額400百万円の具体的な使途につきましては、上記のとおり、VMA事業拡大のためのエンジニアの獲得及び育成の資金、VMAソリューションの事業領域拡大のためのマーケティング活動費用、並びに業務資本提携あるいはM&A検討の為の諸費用として充当する予定であります。なお、調達した資金を実際に支出するまでは、銀行口座にて管理いたします。

VMA事業拡大のためのエンジニアの獲得及び育成の資金

当社は、1954年の創業以来、放送局など放送・映像業界向けに波形モニター（注）を主力とした様々な製品を通じて、映像・音声信号のモニタリング技術を活用したソリューションを提供してまいりました。当社の主力市場である放送局が担う「コンテンツの制作」及び「コンテンツの送出（配信）」という機能に対する事業を、当社はバリュービジネスと捉えており、安定した事業収益及び顧客基盤を有しております。

(注) 波形モニターとは、映像信号の品質を定量的に管理する測定装置で、放送事故の原因となるような「明るすぎる」「暗すぎる」「色が偏っている」等を防ぐために放送用の映像を測定する計測器です。

このような技術基盤を活かし、当社は2019年より「Video Management Automation (VMA)」を次の事業の柱として取り組んでおります。当社の認識では、今後、動画制作市場は継続的かつ加速度的に成長していく一方で、放送の品質・安定性・安全性を確保するための機器の取扱いに必要な専門知識を持つエンジニアが相対的に不足しており、また動画制作の多くの工程が手作業であることから、制作現場における人的資源の不足が成長の阻害要因になると考えております。このような需給ギャップを埋めるため、動画制作の自動化・省力化を実現するためのソリューションを提供するVMA事業を確立することは、当社が放送業界に対して貢献できる付加価値の一つであると認識しており、VMA事業のさらなる成長・発展を目指しております。VMA事業の拡大にあたっては、動画制作市場の中でも、当社がまだ十分に進出できていないライブスポーツ、ドラマ、アニメなどの高いポテンシャルを持つ領域に対して、よりスピーディーに事業開発を進める必要があります。そのためには、体系的かつ効率的なマーケティングによるパイプラインの創出が求められる

と同時に、当社の限られた開発リソースの強化や従来のハードウェア販売を中心とする営業形態からの変革も必要であると考えております。

このような背景から、当社グループに在籍するプロジェクトマネージャー、AIエンジニア及び映像関連エンジニアを3名程度、早期に拡充することが不可欠であり、2026年3月期 14百万円、2027年3月期 61百万円、2028年3月期 48百万円をエンジニアの獲得、育成、外部技術の活用及び必要な開発環境の整備のための資金として充当する予定です。

VMAソリューションの事業領域拡大のためのマーケティング活動費用、並びに業務資本提携あるいはM&A検討の為の諸費用

当社は、当社のグローバルビジネスカンパニーと、本年7月に完全子会社化を実施したAI Picasso株式会社（以下「AI Picasso社」といいます。）との共同開発により、バーチャル映像と実写映像の自動合成ソリューションの開発に取り組んでいます。既に大手数社との間では、自動合成ソリューションの導入に向けた具体的な協議を開始しており、収益化を目指す構想を進めています。今後は、アニメ制作業界や、ゲーム開発業界など映像を制作する様々な業界に、当社が開発するVMAソリューションの導入拡大を早期に進める計画です。そのためには、積極的なマーケティング活動と、各業界における実証実験が不可欠であると考えております。

また当社は、AI Picasso社の完全子会社化と同様に、今後もVMA事業の成長加速に向けた業務資本提携あるいはM&Aによる外部技術の獲得を重要な戦略と位置付けております。

具体的には、動画解析技術や動画生成AI技術、あるいはソフトウェアによる計測技術等を有する事業会社等を中心に、業務資本提携あるいはM&Aのターゲットとなる企業を選定してまいります。

現時点において具体的に進行している業務資本提携あるいはM&A案件はないものの、本年7月のAI Picasso社の完全子会社化の例を勘案し、1社あたり約100百万円から200百万円の規模をVMA事業の成長を加速させる目的での業務資本提携及びM&Aにおける当社にとっての適正規模と考え、そのような規模の業務資本提携あるいはM&Aを1～2社程度実行することを想定しております。

昨今、業務資本提携及びM&A案件においては、発掘からクロージングまでの期間が短期化する傾向にありますことから、今回の資金調達により案件が具体的に進んだ場合、機動的に支出することが可能な資金を予め確保しておくことで、資金調達が間に合わないこと等による機会損失が生じる可能性を出来る限り減らし、当社の更なる成長機会を積極的に取り込むことができるとしております。

上記の方針に基づき、これらの取り組みに必要な資金として2026年3月期 6百万円、2027年3月期 24百万円、2028年3月期 22百万円をマーケティング活動費用として、2027年3月期 225百万円を業務資本提携あるいはM&A検討の為の諸費用として充当する予定です。

今後案件が具体的に決定された場合においては適時適切に開示いたします。

なお、支出予定期間内において、具体的な業務資本提携あるいはM&A案件が成立しなかった場合には、必要に応じて、代替使途として、開発委託費用、設備投資や人材投資等への転用も検討いたします。いずれの場合も、資金使途の変更が生じた際には速やかに開示を行う予定です。

## 第2【売出要項】

該当事項はありません。

### 第3【第三者割当の場合の特記事項】

#### 1【割当予定先の状況】

##### (1) 割当予定先の概要

名称	ACGグロース 1号投資事業有限責任組合	
所在地	東京都目黒区青葉台一丁目 6 番59号	
出資総額	453百万円	
組成目的	投資	
主たる出資者及びその出資比率	堀江 聰寧 : 55.19% The Conscious Group株式会社 : 22.08% Anchor Capital Group株式会社 : 0.66% その他 1名 : 22.08% (注2)	
業務執行組合員の概要	名称	Anchor Capital Group株式会社
	所在地	東京都目黒区青葉台一丁目 6 番59号
	代表者の役職・氏名	代表取締役 飯塚 智啓
	事業内容	(1) 上場株式及び非上場株式に対する投資ファンドの運営 (2) 業界特化型投資ファンド等の運営 (3) M & A アドバイザリー業務等の投資周辺事業
	資本金	45百万円

(注) 1. 割当予定先の概要の欄は、本有価証券届出書提出日現在のものであります。

2. その他の出資者の具体的な名称については、出資者の意向により記載を差し控えております。

##### (2) 提出者と割当予定先等との間の関係

提出者と割当予定先との間の関係	出資関係	該当事項はありません。
	人事関係	該当事項はありません。
	資金関係	該当事項はありません。
	技術又は取引関係	該当事項はありません。

### (3) 割当予定先の選定理由

当社は、ファイナンシャル・アドバイザーである株式会社エンジェル・トーチとの間で、自己株式の処分による資金調達について検討を進めていました。その過程において、本年6月中旬に、投資ファンドであるACA株式会社（以下「ACA」といいます。）を紹介され、出資候補先として協議を開始しました。

その後、当社とACAとの間で複数回の協議を重ねる中で、同年8月にAnchor Capital Group株式会社（以下「ACG」といいます。）へと協議の主体が引き継がれました。ACGは、ACAの20年にわたる投資実績及びプロフェッショナルメンバーを継承し、日本株への投資に特化したファンドです。

当社は、ACGの第1号案件として継続的な協議を行ってきました。ACGは、グローバルにおけるコンテンツ販売や映像配信サービスの開発を行う企業への投資を重点分野と位置付けており、同業界に関する豊富な知見、技術ネットワークなどのリソースを有しています。これにより、当社単独で同業界へ展開する場合と比較して、より迅速な事業基盤の構築が可能であると同年8月上旬に判断しました。同時に、当社の事業内容及び事業戦略に対する深い理解を得られたことから、ACGを自己株式処分の割当先として適切であると判断しました。

当社は1954年の創業以来、電子計測器の専門メーカーとして、テレビ・ラジオ放送の黎明期から現在に至るまで、映像・音声信号の精度と安定性の向上に取り組んでまいりました。特に、放送・映像業界向けの波形モニターや信号発生器などの製品は、国内外のプロフェッショナルユーザーから高い評価を受け、業界標準としての地位を確立しています。また、2019年には、英国の映像関連技術企業を買収し、欧州市場への展開と技術力の強化を図るなど、グローバルな事業基盤の構築を進めています。

近年では、IP化や4K/8K対応など、映像技術の進化に対応した製品開発にも注力しており、制作現場における信号管理の高度化を支える技術提供を通じて、業界の発展に貢献しています。こうした技術力を背景に、当社は放送局、映像制作スタジオ、ポストプロダクション、各種映像配信事業者など、幅広い専門ユーザーに向けて、国際規格に準拠したモニタリング技術を活用したソリューションを提供しています。継続的な研究開発投資により、新製品・サービスの創出を進め、事業の拡大と収益の強化を図っています。

さらに当社は、成長分野への展開を加速するため、2019年より動画制作の自動化・省力化を目指す新規事業「Video Management Automation (VMA)」に取り組んでいます。2025年7月には、画像生成AIアプリ及びSaaS開発を手掛けるスタートアップ企業であるAI Picasso社を完全子会社化しました。同社は、画像生成AI分野において国内トップクラスの技術力を有しております。

当社は、AI Picasso社とは昨年度から業務委託を通じた協業関係を構築しており、両社の技術融合により、動画制作の自動化・省力化という新たな市場において競争優位性を確立するとともに国内外での事業拡大を加速させる方針です。本件M&Aは、当社が「電子計測器メーカー」から「AIソリューション企業」へと進化する転換点であり、長期的な企業価値向上に資する重要な施策であると考えております。

現在、当社の事業は、主力事業である放送局や映像制作の現場向けに電子計測器の開発、製造、販売を担う「バリュービジネス」と、AI Picasso社の完全子会社化をはじめとする生成AIを活用した動画制作やアニメ・バーチャル・リアルとの融合等、ソフトウェア領域への展開を図る「グロースビジネス」の二つに大別されます。本自己株式処分を通じて、新規事業かつ成長領域である「グロースビジネス」分野を中心に、割当予定先が長年の投資で培ってきたノウハウや投資先企業とのM&A等の連携を活用し、新たな事業基盤の構築と、事業拡大に向けた様々な取り組みを実現したいと考えています。

割当予定先であるACGグロース1号投資事業有限責任組合は、ACGが本自己株式処分のために組成したファンドです。

ACGは、2005年に設立された国内有数の投資ファンドであるACAの20年にわたる投資実績とプロフェッショナルメンバーを引き継ぎ、2025年8月に設立されました。ACAが培ってきた日本国内に特化したバイアウト投資や、国内大手企業との二人組合を中心とした戦略的投資のノウハウを引き継ぎつつ、ACGはこれらの強みを最大限に活かし、日本株への投資に特化した新たな投資会社として事業を展開しています。

ACAは、設立以来、住友商事株式会社や株式会社大和証券グループ本社との業務資本提携を通じて、数多くの投資実績を重ね、国内における有数の投資ファンドへと発展してきました。特に2009年には株式会社CSKホールディングス（現SCSK株式会社）の大型買収を実現するなど、国内上場・未上場企業を対象とした投資活動に確かな実績を有しています。これまでに日本国内において組成・運用された投資ファンド数は43ファンド、累計投資出資金総額は1,157億円（2025年4月現在、銀行借入金等を除く同社運用ファンドからの出資金額）に達しております。

現在、ACGはグローバルでのコンテンツ販売・映像配信サービス開発を行う企業への投資を重点分野と位置付けており、同業界の動向や技術ネットワーク等の豊富なリソースを有しています。ACGの有する動画コンテンツ制作・高次利用の領域における幅広いネットワーク・知見・経験によりマーケティング展開を加速化し、またACGの持つ豊富なネットワークとM&Aの実績を基にして事業の成長に必須となる事業提携やM&Aを進めることにより、当社はソフトウェア領域において、当社単独での展開よりも早期の事業基盤の構築が可能であると考えております。また、当社の事業内容及び事業戦略に対する理解を得られたことから、本自己株式処分の割当先として適切であると判断しました。

また、当社は本件の実効性を高めるため、本投資契約において、本自己株式処分の実行を条件として、割当予定先に対し、当社取締役候補者1名を指名する権利を付与しております。本投資契約においては、割当予定先が取締

役員候補者を指名した場合には、その指名した者を取締役候補者とする取締役選任議案を、本自己株式処分の実行後に最初に開催される当社の定時株主総会において上程すること及びその他必要な手続きを進めることに合意しております。

さらに、両者は、クロージング後3ヶ月以内に、売主の事業方針について、より具体的な時期や数値に落とし込んだ事業戦略に関する基本合意書として書面化し、売主及び買主間にて締結する予定です。将来的に当該基本合意書に重要な変更が生じた場合には、誠実な協議を通じて内容の改定を行うことも合意しております。

(4) 割り当てようとする株式の数

当社普通株式 847,000株

(5) 株券等の保有方針

当社は、本自己株式処分により取得する当社普通株式について、割当予定先から当社との今後の更なる企業価値向上支援を目的とした投資であり、短期的な売却や転売予定ではなく中長期の純投資方針であることを口頭で確認しております。

なお、当社は、割当予定先から、割当予定先が株式の割当てを受ける日から起算して2年内に本自己株式処分により取得した当社普通株式の全部又は一部を譲渡する場合には、その内容を当社に対し書面により報告すること、当社が当該報告内容を株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）に報告すること、並びに当該報告内容が公衆の縦覧に供されることに同意することに係る確約書を取得する予定です。

(6) 払込みに要する資金等の状況

当社は、割当予定先の取引銀行が発行する口座残高の写し（2025年11月20日付）を受領し、割当予定先への最大出資予定額を上回る資産の実在を確認しているとともに、割当予定先より、投資契約書において、自己株式処分の処分価額の総額の払込みに要する資金が確保されている旨の表明及び保証を得ております。

(7) 割当予定先の実態

当社は、割当予定先及びその無限責任組合員並びにその役員、The Conscious Group株式会社及びACG関係先を含む割当予定先の全出資者（以下「割当予定先関係者」といいます。）並びにファイナンシャル・アドバイザーについて、直接、面談・ヒアリングを実施し、次のとおり反社会的勢力でない旨を確認しております。

割当予定先関係者につきまして、法人の役員及び株主が反社会的勢力との関係がない旨の確認書を受領しております。また、当社は第三者調査会社であるKYCコンサルティング株式会社（所在地：東京都千代田区平河町一丁目7-20 平河町辻田ビル2階、代表者：飛内尚正）に調査を依頼し、情報提供を受けた結果、これら調査対象が反社会的勢力との関わりを疑わせるものは検出されませんでした。

以上から総合的に判断し、割当予定先の役員・株主及びファイナンシャル・アドバイザーの役員については、反社会的勢力との関係がないものと判断し、反社会的勢力と関わりがないことの確認書を東京証券取引所に提出しております。

なお、割当予定先の無限責任組合員であるACGは、割当予定先が保有する組合財産の運用、管理及び処分、投資証券等に関する議決権その他組合財産に係る権利の行使に係る権限を実質的に有しています。

## 2 【株券等の譲渡制限】

該当事項はありません。

### 3 【発行条件に関する事項】

#### (1) 処分金額の算定根拠及び発行条件の合理性に関する考え方

処分価額の決定に際しては、本自己株式処分に係る取締役会決議日（以下「本取締役会決議日」といいます。）の前営業日である2025年12月5日から遡った直近1ヶ月（2025年11月6日から2025年12月5日）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値である500円（円位未満を四捨五入をしています。以下株価について同じです。）を勘案しつつ、割当予定先と協議の上、500円とすることいたしました。

処分価額の決定に際し、本取締役会決議日までの直近1ヶ月の平均株価を基準としたのは、特定の一時点の株価を基準とするより、一定期間の平均株価という平準化された値を採用する方が、一時的な株価変動の影響等の特殊要因を排除可能なこと、加えて直近3ヶ月間又は、直近6ヶ月間の平均株価を基準とするよりも、より直近の一定期間を採用することが、現時点における当社株式の価値を反映するものとして合理的であると判断したためです。かかる発行価額は、発行価額を原則として取締役会決議の直前日の価額に0.9を乗じた額以上の価額であることとする日本証券業協会の「第三者割当の取扱いに関する指針」（2010年4月1日）に準拠しており、以上のことから、当社としては、特に有利な発行価額に該当しないものと判断しております。

当該処分価額500円は、本取締役会決議日の直前営業日（2025年12月5日）の終値に対して0.40%のプレミアム、同直近3ヶ月間（2025年9月6日から2025年12月5日）の終値単純平均値である505円（円位未満四捨五入）に対しては1.00%のディスカウント、同直近6ヶ月間（2025年6月6日から2025年12月5日）の終値単純平均値である516円（円位未満四捨五入）に対しては3.20%のディスカウントとなっております。

#### (2) 発行数量及び株式の希薄化の規模の合理性に関する考え方

本自己株式処分により割り当てる株式の数は847,000株の予定であり、2025年9月30日現在の当社の発行済株式総数4,514,301株（議決権数34,356個）に対して18.76%（小数点以下第三位を四捨五入をしています。以下所有割合について同じです。）（議決権ベース24.65%）であることから、株式の希薄化及び流通市場への影響は限定的であると考えております。具体的には、本取締役会決議日の前営業日である2025年12月5日を基準に、直近1ヶ月間（2025年11月6日から2025年12月5日）の平均出来高は11,290株（円位未満四捨五入をしています。以下出来高について同じです。）、同直近3ヶ月間（2025年9月6日から2025年12月5日）の平均出来高11,347株、同直近6ヶ月間（2025年6月6日から2025年12月5日）の平均出来高は54,224株となっており、本自己株式による処分株式数である847,000株は、当社株式の平均出来高に照らすと一定の規模を有するものの、処分先が長期的な戦略的パートナーとして連携を進め、当該株式は短期間で市場に放出されることを想定していないため、市場流動性や株価への影響は限定的であると判断しております。さらに、ACGとのM&A等に関する投資情報の事業連携による事業機会の拡大は、当社の企業価値向上に資するものであり、中長期的な株主価値の向上に繋がるものと考えられることから、本自己株式処分による処分数量及び株式の希薄化の規模は合理的であると判断しております。

### 4 【大規模な第三者割当に関する事項】

該当事項はありません。

## 5 【第三者割当後の大株主の状況】

氏名又は名称	住所	所有株式数 ( 株 )	総議決権数 に対する所 有議決権数 の割合	割当後の 所有株式数 ( 株 )	割当後の総 議決権数に 対する所有 議決権数の 割合
ACGグロース 1号投資事業有限 責任組合 ( 業務執行組合員 Anchor Capital Group 株式会社 )	東京都目黒区青葉台一丁目 6 番 59号	-	-	847,000	19.78%
株式会社 SBI 証券	東京都港区六本木一丁目 6 番 1 号	280,809	8.17%	280,809	6.56%
リーダー電子取引先持株会	神奈川県横浜市港北区綱島東二 丁目 6 番33号	182,000	5.30%	182,000	4.25%
永井 詳二	東京都港区 One Pickwick Plaza Greenwich, Connecticut 06830 USA ( 東京都千代田区霞が関三丁目 2番 5号 )	135,000	3.93%	135,000	3.15%
INTERACTIVE BROKERS LLC ( 常任代理人 インタラクティ ブ・ブローカーズ証券会社 )	東京都港区南青山二丁目 6 番21 号	110,800	3.23%	110,800	2.59%
楽天証券株式会社	神奈川県横浜市港北区 神奈川県横浜市港北区新横浜二 丁目 4 番 6 号 マスニ第一ビル 501	84,100	2.45%	84,100	1.96%
神山 友央	東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号	75,000	2.18%	75,000	1.75%
ニチエイ電子株式会社	香川県高松市	69,500	2.02%	69,500	1.62%
株式会社三菱UFJ銀行		66,500	1.94%	66,500	1.55%
斎藤 博久		65,900	1.92%	65,900	1.54%
計		1,069,609	31.13%	1,916,609	44.75%

( 注 ) 1 . 2025年 9月30日現在の株主名簿を基準としております。

- 2 . 処分前の「総議決権数に対する所有議決権数の割合」及び割当後の「総議決権数に対する所有議決権数の割  
合」は、小数点以下第3位を四捨五入しております。
- 3 . 上記のほか当社保有の自己株式1,075,570株は割当後228,570株となります。
- 4 . 処分後の総議決権数に対する所有議決権数の割合は、処分後の所有株式に係わる議決権の数を、2025年 9月  
30日現在の総議決権数(34,356個)に本自己株式処分により増加する議決権数(8,470個)を加えた数  
(42,826個)で除した数値です。

## 6 【大規模な第三者割当の必要性】

該当事項はありません。

## 7 【株式併合等の予定の有無及び内容】

該当事項はありません。

## 8 【その他参考になる事項】

該当事項はありません。

## 第4【その他の記載事項】

該当事項はありません。



## 第二部【公開買付け又は株式交付に関する情報】

### 第1【公開買付け又は株式交付の概要】

該当事項はありません。

### 第2【統合財務情報】

該当事項はありません。

### 第3【発行者（その関連者）と対象者との重要な契約（発行者（その関連者）と株式交付子会社との重要な契約）】

該当事項はありません。

## 第三部【追完情報】

### 1 事業等のリスク

後記「第四部 組込情報」に記載の有価証券報告書及び半期報告書（以下「有価証券報告書等」といいます。）に記載された「事業等のリスク」について、当該有価証券報告書等の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間ににおいて生じた変更その他の事由はありません。

また、当該有価証券報告書等に記載されている将来に関する事項は、本有価証券届出書提出日現在において変更の必要はないものと判断しております。

### 2 臨時報告書の提出について

後記「第四部 組込情報」の有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日までの間において、下記の臨時報告書を提出しております。

（2025年7月3日提出の臨時報告書）

#### 1 提出理由

2025年6月27日開催の当社第71期定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

#### 2 報告内容

##### (1) 当該株主総会が開催された年月日

2025年6月27日

##### (2) 当該決議事項の内容

###### 第1号議案 資本準備金の額の減少及び剰余金の処分の件

###### 1. 資本準備金の額の減少と要領

###### (1) 減少する資本準備金の額

資本準備金1,451,472,267のうち900,000,000円を減少し、551,472,267円とします。

###### (2) 資本準備金の額の減少の方法

減少する資本準備金の全額をその他資本剰余金に振り替えます。

###### 2. 剰余金の処分の内容

###### (1) 減少する剰余金の項目及びその額

その他資本剰余金 208,602,095円

###### (2) 増加する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 208,602,095円

###### (3) 剰余金の処分の効力発生日

2025年6月30日を予定しております。

**第 2 号議案 剰余金処分の件**

期末配当に関する事項

(1) 配当財産の種類

金銭

(2) 配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式 1 株につき金15円の普通配当 総額50,836,965円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2025年 6 月30日

**第 3 号議案 監査等委員以外の取締役 4 名選任の件**

監査等委員以外の取締役として、長尾行造、松林弘光、松尾元喜、黒田徹を選任する。

**第 4 号議案 監査等委員である取締役 3 名選任の件**

監査等委員である取締役として、小川克己、楠田喜彦、小野塚格を選任する。

**第 5 号議案 会計監査人選任の件**

海南監査法人の任期満了に伴い、新たに会計監査人として應和監査法人を選任する。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対及び棄権の意思の表示にかかる議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成数 ( 個 )	反対数 ( 個 )	棄権数 ( 個 )	賛成率 ( % )	可決要件	決議結果
第 1 号議案	15,587	447	-	97.21	( 注 ) 1	可決
第 2 号議案	15,899	135	-	99.16	( 注 ) 1	可決
第 3 号議案					( 注 ) 2	
長尾 行造	15,146	888	-	94.46		可決
松林 弘光	15,267	767	-	95.22		可決
松尾 元喜	15,202	832	-	94.81		可決
黒田 徹	15,272	762		95.25		可決
第 4 号議案					( 注 ) 2	
小川 克己	15,282	752	-	95.30		可決
楠田 喜彦	15,263	771		95.19		可決
小野塚 格	15,275	759		95.27		可決
第 5 号議案	15,490	544	-	96.61	( 注 ) 1	可決

(注) 1 . 出席した株主の議決権の過半数の賛成による。

2 . 議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主の出席及び出席した当該株主の議決権の過半数の賛成による。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分及び当日出席の一部の株主から各議案の賛成、反対及び棄権の確認ができたものの集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席のうち、賛成、反対及び棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。

（2025年10月28日提出の臨時報告書）

## 1 提出理由

当社は、2025年6月27日開催の第71期定時株主総会において、会計監査人の異動（新任）を行うことについて決議されましたので、金融商品取引法第193条の2第1項及び第2項の監査証明を行う監査公認会計士等の異動に關し、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の4の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

なお、本臨時報告書は、遅滞なく提出すべきでしたが、本日まで未提出となつておりましたので、今般提出するものであります。

## 2 報告内容

### (1) 異動に係る監査公認会計士等の名称

選任する監査公認会計士等の名称  
應和監査法人

退任する監査公認会計士等の名称  
海南監査法人

### (2) 異動の年月日

2025年6月27日

### (3) 退任する監査公認会計士等が監査公認会計士等となった年月日

2016年6月29日

### (4) 退任する監査公認会計士等が直近3年間に作成した監査報告書等における意見等に関する事項

該当事項はありません。

### (5) 異動の決定又は異動に至った理由及び経緯

当社の会計監査人である海南監査法人は、2025年6月27日開催の第71期定時株主総会終結の時をもって任期満了となりました。監査等委員会は、会計監査人として海南監査法人を9年にわたり選任してまいりましたが、監査継続年数及び海外監査への対応等を考慮した結果、専門性、独立性、グループ監査体制、品質管理体制を総合的に検討し、当社の会計監査が適切に行われる体制を備えている應和監査法人を新たな会計監査人として選任いたしました。

### (6) 上記(5)の理由及び経緯に対する意見

退任する監査公認会計士等の意見  
特段の意見はない旨の回答を得ております。  
監査等委員会の意見  
妥当であると判断しております。

（2025年12月8日提出の臨時報告書）

## 1 提出理由

当社は、2025年12月8日開催の取締役会において、ACGグロース1号投資事業有限責任組合（以下「引受人」といいます。）及びAnchor Capital Group株式会社（以下「ACG」とい）、引受人及びACGを総称して「引受人ら」といいます。）との間で、同日付で投資契約（以下「本投資契約」といいます。）の締結並びに引受人を割当予定先とする第三者割当の方法による自己株式の処分（以下「本自己株式処分」といいます。）について決議しておりますが、本投資契約には、当社の取締役について候補者を指名する権利を引受人らが有する旨の合意が含まれておりますので、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第12号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

## 2 報告内容

### （1）当該契約を締結した年月日

2025年12月8日

### （2）当該契約の相手方の名称及び住所

（引受人）

名称	ACGグロース1号投資事業有限責任組合
住所	東京都目黒区青葉台一丁目6番59号

（ACG）

名称	Anchor Capital Group株式会社
住所	東京都目黒区青葉台一丁目6番59号

### （3）当該合意の内容

当社は、本投資契約において、本自己株式処分の実行を条件として、引受人らに対し、当社取締役候補者1名を指名する権利を付与し、引受人らが取締役候補者を指名した場合には、その指名した者を取締役候補者とする取締役選任議案を、本自己株式処分の実行後に最初に開催される当社の定時株主総会において上程すること及びその他必要な手続きを進めることに合意しております。

### （4）当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程

当社は、本投資契約の交渉過程において、ACGより、当社の取締役候補者を指名する権利を有する旨の合意を締結したい旨の要望を受け、ACGとの間で協議検討を行いました。その結果、当社取締役会において、ACGとの間で事業上の協業を推進することで、当社単独での展開よりも早期の事業基盤の構築が期待できるとともに、ACGが有するノウハウや知見を活用することで、当社の発展に寄与することが期待でき、企業価値向上に繋がるとの判断に至り、また、当社ガバナンスへの影響等を踏まえてもなお、当社の企業価値向上に繋がるメリットが大きいと判断し、当社及び引受人らは、当該内容並びに当社取締役会の役割責務等に資するため、2025年12月8日付で当該合意内容を含む投資契約書を締結することといたしました。

### （5）当該合意が当該提出会社の企業統治に及ぼす影響

当社は、当該合意が当社のガバナンスに及ぼす影響は軽微と考えております。その理由は、前記「（4）当該合意の目的及び取締役会における検討状況その他の当該提出会社における当該合意に係る意思決定に至る過程」に記載のとおり、本投資契約を通じてACGとの間で事業上の協業を推進することで、当社単独での展開よりも早期の事業基盤の構築が期待できるとともに、ACGが有するノウハウや知見を活用することで、当社の発展に寄与することが期待でき、当該合意はその実効性を高めることを目的としているためです。

## 第四部【組込情報】

次に掲げる書類の写しを組み込んであります。

有価証券報告書	事業年度 (第71期)	自 2024年4月1日 至 2025年3月31日	2025年6月30日 関東財務局長に提出
半期報告書	事業年度 (第72期中)	自 2025年4月1日 至 2025年9月30日	2025年11月14日 関東財務局長に提出

なお、上記書類は、金融商品取引法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織（EDINET）を使用して提出したデータを、開示用電子情報処理組織による手続の特例等に関する留意事項について（電子開示手続等ガイドライン）A4-1に基づき本有価証券届出書の添付書類としております。

## 第五部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

## 第六部【特別情報】

### 第1【保証会社及び連動子会社の最近の財務諸表又は財務書類】

該当事項はありません。

## 独立監査人の監査報告書及び内部統制監査報告書

2025年6月27日

リーダー電子株式会社

取締役会御中

海南監査法人

東京事務所

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 平賀康磨

指定社員  
業務執行社員

公認会計士 米川博

### <連結財務諸表監査>

#### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリーダー電子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結株主資本等変動計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項、その他の注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リーダー電子株式会社及び連結子会社の2025年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 強調事項

重要な後発事象（株式取得による企業結合）に記載されているとおり、会社は2025年6月16日開催の取締役会において、AI Picasso株式会社の株式を取得し、完全子会社化することを決議している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要なと判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

ビデオ関連機器に係る売上高の実在性	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>リーダー電子グループは、リーダー電子株式会社（以下「リーダー電子」という。）及び子会社5社で構成されており、事業内容は、電子計測器の開発と製造、販売を主たる業務とし、単一のセグメントとしている。</p> <p>同セグメントにおける販売品目は、放送関連機材を主力とするビデオ関連機器、電波計測機を主力とする電波関連機器及びその他に分かれるが、連結売上高の大半をビデオ関連機器が占めており、会社の主たる収益源であることから、連結財務諸表で特に重要な勘定科目である売上高の中でも最重要品目と位置付けられる。</p> <p>ビデオ関連機器に係る売上高は、主として製品販売によるものであるが、国内外の多数の顧客に対し販売するため取引件数が多く、また、取引先または取引先を介したエンドユーザーの設備投資動向次第では、取引当たりの売上高が多額となることもあることから、売上計上処理に虚偽表示が生じた場合には、金額的な影響も大きくなる可能性が高いと考えられる。</p> <p>よって、当監査法人は、ビデオ関連機器に係る売上高の実在性を監査上の主要な検討事項であると判断した。</p>	<p>当監査法人は、リーダー電子グループのビデオ関連機器に係る売上高の実在性を検討するにあたり、主として以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 売上高に関する会計方針及びその適用方法について関連する内部統制も含めて理解するとともに、売上高の実在性を確保するために会社が構築した内部統制の整備及び運用状況の有効性を評価した。</li> <li>・ 当監査法人は、リーダー電子及び重要な事業拠点である海外子会社において、当監査法人の指示に基づき実施された海外子会社の監査人の作業を含め、売上高の実在性を検証するために以下の手続きを実施した。 <ul style="list-style-type: none"> <li>- 取締役会等主要な会議体の議事録の査閲を行い、通例ではない取引条件等の有無の把握</li> <li>- 売上取引をサンプル抽出し、注文書、出荷証憑等の関連証憑との対照</li> <li>- 売上債権残高に対しランダムに抽出したサンプルについて、取引先への残高確認手続の実施及び差異分析の実施</li> <li>- 売上高の期間帰属の妥当性検証</li> <li>- 通例ではない相手勘定と組み合わされる売上高に係る仕訳の分析と根拠資料の査閲</li> <li>- 海外子会社の監査人とのコミュニケーションや海外子会社の監査人が作成した書類の査閲等</li> </ul> </li> </ul>

### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

## 連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

## < 内部統制監査 >

### 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2 第2項の規定に基づく監査証明を行うため、リーダー電子株式会社の2025年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、リーダー電子株式会社が2025年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 内部統制報告書に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査等委員会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

### 内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。
- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

## < 報酬関連情報 >

当監査法人及び当監査法人と同一のネットワークに属する者に対する、会社及び子会社の監査証明業務に基づく報酬及び非監査業務に基づく報酬の額は、「提出会社の状況」に含まれるコーポレート・ガバナンスの状況等(3)【監査の状況】に記載されている。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。  
2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の監査報告書

2025年6月27日

リーダー電子株式会社  
取締役会御中

海南監査法人  
東京事務所

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 平賀康磨

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 米川博

### <財務諸表監査> 監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているリーダー電子株式会社の2024年4月1日から2025年3月31日までの第71期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リーダー電子株式会社の2025年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 強調事項

重要な後発事象に記載されているとおり、会社は2025年6月16日開催の取締役会において、AI Picasso株式会社の株式を取得し完全子会社化することを決議している。

当該事項は当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

### 監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

#### ビデオ関連機器に係る売上高の実在性

連結財務諸表の監査報告書に記載されている監査上の主要な検討事項（ビデオ関連機器に係る売上高の実在性）と同一内容であるため、記載を省略している。

関係会社に対する金銭債権の評価	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
<p>会社は、貸借対照表及び貸借対照表に関する注記のとおり、当事業年度において、関係会社短期金銭債権及び関係会社長期貸付金を計上している。また、会社は、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を貸倒引当金として計上している。</p> <p>貸倒懸念債権等特定の債権に対する個別貸倒引当金の測定においては、返済状況に加え、関係会社の財政状態・経営成績、キャッシュ・フロー等の定量的要因及び業績見通しや資金繰り状況等の定性的要因も勘案する必要がある。このため、経営者による主観的な判断や立証が困難な不確実性を伴う重要な会計上の見積りが含まれる。</p> <p>以上のとおり、関係会社に対する金銭債権の評価の検討は、重要な仮定に関する不確実性及び経営者による主観的判断並びに専門性が伴うために複雑であり、職業的専門家としての知識や判断を要することから、当監査法人は当該事項を監査上の主要な検討事項とした。</p>	<p>当監査法人は、関係会社に対する金銭債権の評価検討に当たり、主に以下の監査手続を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・経営者や経理責任者等への質問及び取締役会等の議事録の閲覧を通じて、関係会社の経営環境を理解し、財政状態・経営成績及び業績見通しや資金繰り状況等について確認した。</li> <li>・過去の返済の実績、現在の経済的な事象及び状況、並びにその他の回収可能性に関連する要因について検討した。</li> <li>・関係会社の財務情報を把握し回収可能性の懸念の有無について検討した。</li> <li>・関係会社に対する金銭債権に対応する貸倒引当金について、各社の財政状態等に基づき必要額が計上されているかを評価した。</li> </ul>

#### その他の記載内容

その他の記載内容は、有価証券報告書に含まれる情報のうち、連結財務諸表及び財務諸表並びにこれらの監査報告書以外の情報である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の財務諸表に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

財務諸表監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と財務諸表又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

#### 財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

#### 財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付け

る。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査等委員会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

#### <報酬関連情報>

報酬関連情報は、連結財務諸表の監査報告書に記載されている。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- 
- ( ) 1 . 上記の監査報告書の原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
  - 2 . X B R L データは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間連結財務諸表に対する期中レビュー報告書

2025年11月14日

リーダー電子株式会社

取締役会 御中

應和監査法人  
東京都千代田区

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 澤田 昌輝

指定社員  
業務執行社員 公認会計士 小池 将史

### 監査人の結論

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられているリーダー電子株式会社の2025年4月1日から2026年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（2025年4月1日から2025年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結包括利益計算書、中間連結キャッシュ・フロー計算書及び注記について期中レビューを行った。

当監査法人が実施した期中レビューにおいて、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、リーダー電子株式会社及び連結子会社の2025年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を適正に表示していないと信じさせる事項が全ての重要な点において認められなかった。

### 監査人の結論の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に準拠して期中レビューを行った。期中レビューの基準における当監査法人の責任は、「中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定（社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。）に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠入手したと判断している。

### その他の事項

会社の2025年3月31日をもって終了した前連結会計年度の中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前連結会計年度の連結財務諸表は、それぞれ、前任監査人によって期中レビュー及び監査が実施されている。前任監査人は、当該中間連結財務諸表に対して2024年11月14日付けで無限定の結論を表明しており、また、当該連結財務諸表に対して2025年6月27日付けで無限定適正意見を表明している。

### 中間連結財務諸表に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して中間連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

中間連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき中間連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 中間連結財務諸表の期中レビューにおける監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した期中レビューに基づいて、期中レビュー報告書において独立の立場から中間連結財務諸表に対する結論を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる期中レビューの基準に従って、期中レビューの過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対する質問、分析的手続その他の期中レビュー手続を実施する。期中レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。
- ・ 繙続企業の前提に関する事項について、重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められると判断した場合には、入手した証拠に基づき、中間連結財務諸表において、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、適正に表示されていないと信じさせる事項が認められないかどうか結論付ける。また、継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、期中レビュー報告書において中間連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する中間連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、中間連結財務諸表に対して限定付結論又は否定的結論を表明することが求められている。監査人の結論は、期中レビュー報告書日までに入手した証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 中間連結財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠していないと信じさせる事項が認められないかどうかとともに、関連する注記事項を含めた中間連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに中間連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示していないと信じさせる事項が認められないかどうかを評価する。
- ・ 中間連結財務諸表に対する結論表明の基礎となる、会社及び連結子会社の財務情報に関する証拠を入手する。監査人は、中間連結財務諸表の期中レビューに関する指揮、監督及び査閲に関して責任がある。監査人は、単独で監査人の結論に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した期中レビューの範囲とその実施時期、期中レビュー上の重要な発見事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

---

(注) 1 上記の期中レビュー報告書の原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管しております。

2 XBRLデータは期中レビューの対象には含まれておりません。